

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2019年(令和元年) July 7月号

年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう



おぎおんさあ（鹿児島市）

## 目次 CONTENTS

さくらじま	1
年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう	2～3
石綿含有建築物の解体「2028年頃ピーク約10万棟予想」	4
労務管理あれこれ～休日出勤で半年以内に代休付与、 時間単価分は支払っていないが～	5
労働保険年度更新申告書の提出は、お済ですか	6
がん患者など長期療養者の就職支援について	7
令和元年 業種別死傷災害発生状況（5月末速報値）	7
労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の 施行について（通達）	8

## さくらじま

「他人に迷惑を掛けるな」と親から口酸っぱく言われたせいか、自分では他人に気を使っていると思っているが、自分の行動を他人になって見ることができないので、それ相応に歳を重ねているものの、他人に迷惑を掛けないかを相変わらず気にしている。

バスや電車に乗った時に、当然空いている席はないかと探すのと併せて見てみると、立っている人がいるにもかかわらず2人掛けの席で端に詰めることもせず1人で当然の如く座っている、少し席を詰め合えば数人が座れるのに我

吸入性粉じん等による呼吸器疾患の防止について（通達）	9
賃金構造基本統計調査にご協力を	9
保健師からのお届け クローバーたより	
～朝時間を見直し、猛暑をのりきろう！	10
アルバイトの労働条件を確かめよう！	11～12
時間外労働等改善助成金のご案内	13
第78回（令和元年度）全国産業安全衛生大会のご案内	14
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内	14
STOP！熱中症予防対策について～中災防～	15
令和元年8月の講習開催のご案内	16

関せずで全く動こうとしないなど、何時も目にする光景がそこにある。周囲の状況に対応した「ちょっとした気配り・思いやり」でお互いが助かるのになあと思っている人はたぶん多いと思う。

人と人との接し方が多様化している今日であり、それなりの人間関係を築くことが難しくなっているように感じられるが、その人なりの「ちょっとした気配り・思いやり」で、仕事や家庭はもちろんのこと、社会での人と人とのつながりがもっとスムーズになるのではないだろうか。

## 事業主の皆さんへ

## 法改正の趣旨に沿った、年次有給休暇の取得促進のために 年次有給休暇の時季指定を正しく取扱いましょう

鹿児島労働局監督課

平成31年4月1日から改正労働基準法が施行され、  
年次有給休暇の年5日の時季指定が義務化されました。

### 注意！ 以下のような取扱いは、望ましくありません

- ✓ 法定休日ではない所定休日を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

→ 実質的に年次有給休暇の取得の促進につながっておらず、望ましくありません。

- ✓ 会社が独自に設けている有給の特別休暇\*を労働日に変更し、当該労働日について、使用者が年次有給休暇として時季指定すること。

\*法定の年次有給休暇日数を上乗せするものとして付与されるものを除く。以下「特別休暇」という。

→ 今回の改正を契機に当該特別休暇を廃止し、年次有給休暇に振り替えることは、法改正の趣旨に沿いません。また、特別休暇などの労働条件の変更は労働者と使用者が合意して行うことが原則です。

(労働条件の変更については裏面をご覧ください)

※ 特別休暇を取得した日数分については、使用者が時季指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することはできません。

ご不明の点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働条件の変更を検討されている事業主の皆さんへ

## 労働条件を変更する際には 労使間で十分に話し合うことが必要です

労働条件を変更する際には、法令などで定められた手続きなどを遵守の上、事前に労使間で、十分に話し合いなどをすることが必要です。

### 合意による労働条件の変更

労働契約の変更は、労働者と使用者が合意して行うことが原則です。そのため、労働者と使用者が合意すれば、労働条件を変更することができます。  
(労働契約法第3条、第8条)

### 就業規則による労働条件の変更

使用者は、労働者の合意を得ることなく、一方的に就業規則を変更して、労働者の労働条件を不利益に変更することはできません。ただし、次の要件をいずれも満たせば、使用者は、就業規則の変更によって労働条件を変更することができます。

(労働契約法第9条、第10条)

① その変更が、以下の事情などに照らして合理的なものであること。

- ✓ 労働者の受けた不利益の程度
- ✓ 労働条件の変更の必要性
- ✓ 変更後の就業規則の内容の相当性
- ✓ 労働組合などとの交渉の状況

就業規則の作成や変更に当たっては、事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければなりません。(労働基準法第90条)

#### ■参考：労働契約法

労働契約法は、労働契約の基本的なルールを定めています。罰則はありませんが、解雇などに関する、民法の権利濫用法理を当てはめた場合の判断の基準などを規定しており、私法上の効果を明確化するものです。民事裁判や労働審判は、労働契約法の規定を踏まえて行われます。

#### 【参照条文】

##### ○労働契約法（平成19年法律第128号）

第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

2～5 (略)

第八条 労働者及び使用者は、その合意により、労働契約の内容である労働条件を変更することができる。

第九条 使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。ただし、次条の場合は、この限りでない。

第十条 使用者が就業規則の変更により労働条件を変更する場合において、変更後の就業規則を労働者に周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受けた不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、労働契約の内容である労働条件は、当該変更後の就業規則に定めるところによるものとする。ただし、労働契約において、労働者及び使用者が就業規則の変更によっては変更されない労働条件として合意していた部分については、第十二条に該当する場合を除き、この限りでない。

##### ○労働基準法（昭和22年法律第49号）

第九十条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。

2 使用者は、前条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。





# 石綿含有建築物の解体 「2028年頃ピーク約10万棟予想」

鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 黒沢 郁夫

石綿（いしわた、せきめん、アスベスト）は優れた特性（耐熱性・不燃性・耐薬品性・耐摩耗性等）があり、しかも繊維状の鉱物で種々の原材料と混ざりやすく加工しやすいので各種の石綿含有製品が製造されました。奇跡の鉱物と言われ、過去に石綿含有製品として石綿工業製品、石綿含有建築材料、石綿含有摩擦材、石綿含有保温材などがあります。

しかし石綿の有害性から、2012年（平成24年）に重量0.1%を超えて石綿を含有するものは全面禁止（製造、輸入、譲渡、提供、使用）になりました。

今後は過去に使用された石綿含有製品の解体に直面しています。現在建築物の解体が進行中で、解体のピークは2028年（令和10年）頃で約10万棟、2068年（令和50年）頃まで続くと予想されています。（国土交通省の推定）

ここで重要なことは、この期間に新たに石綿に起因する被害者を出さないようにしなければなりません。そのため法令のもと技術指針等（石綿解体指針・石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル等）が示されていますので、これらを厳守すれば新たな被害者の発生はないものと期待されます。

この解体で最も気を付ける点は、石綿の大きさがミクロン単位（ $\mu\text{m}$ ）の細かい鉱物状の纖維を吸引しないことです。仮に不適切な解体方法で重大な疾病（石綿肺・肺がん・中皮腫）を発症してはなりません。

次に解体方法について、石綿の使用量が90%以上となっている建築物の石綿解体指針等をもとに述べたいと思います。

解体するためには、まず事前調査を十分に実施することが重要です。建築物に石綿が使用されているか否かを知るために、関係者へのヒヤリング、設計図書等の情報を入念に調査して、現場で現物を確認する必要があります。石綿建築材料の石綿吹付材の場合は石綿、ロックウール、代替化纖維が混在して使用されている場合があります。又成形板も表面化粧するなど石綿含有の不明なことがあります。不明なものは分析調査を行い石綿含有の判定をすることになります。

特に事前調査で大切な点は担当するものが、専門的知識「例：建築物石綿含有建材調査者講習受講」を持っていることです。現場は時には複雑に施工されている場合がありますので、的確に判断できるものが望まれます。尚、平成27年度における事前調査の対象となる建築物の解体・改造・補修工事件数は、年間約73万～188万件と推定されています。（国土交通省の推定）

ところで石綿含有建築物の解体は建築材料の種類を3分類（主に石綿含有吹き付け材、石綿含有保温材、石綿含有成形板）して実施されます。吹き付け材は火災時等で鉄骨の軟化を防止する目的で使用されるなど発じん性の著しいもので厳しい基準が示されています。主な内容は作業場の隔離、作業場の負圧管理、薬剤による湿式化、セキュリティゾーン設置等ですが、これらは保温材の解体（切断・穿孔・研磨）などにも同様の基準が適用されます。更に保護具は電動ファン付き呼吸用保護具等の着用が義務付けとなっています。

また、成形板の解体は発じんを抑えるために湿式化（注水等）を原則として、機械的な力は可能な限り避けるとともに適切な保護具着用等が義務付けられています。

これらの解体作業が適切に実施されるためには、十分に検討された作業計画（作業方法・ばく露防止対策・保護具着用等）を作成して実施する必要があります。

更に、作業者を対象にした特別教育受講が必要です。作業者自身が石綿について知識のあることが不可欠だからです。ミクロン単位の細かい石綿が対象であることを理解した上で、自らの健康を守るために決められた作業方法の遵守や適切な保護具着用の徹底など、積極的に取り組む姿勢が期待できます。

現在、石綿含有製品の解体技術が確立していますので厳守して頂き、今後も継続した取り組みを願っています。

# 労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

## 休日出勤で半年以内に代休付与、時間単価分は支払っていないが

**(Q)** 当社では、社員が休日出勤をした場合に、半年以内の本人の指定した日に代休を与えるという労使慣行があります。

この場合、休日出勤をした日については、休日労働や時間外労働の割増賃金部分のみを支払い、時間単価に相当する額は代休を与えるため、支払っておりません。このような取り扱いで、法的に問題はないでしょうか。

## 同月内に代休取得できなければ時間単価も支払いが必要

**(A)** ご質問では、御社は労使慣行として、休日出勤をした従業員に対し、半年以内に代休を付与しているから、休日出勤をした月については、時間外労働または休日労働の割増賃金分だけを支払うという取り扱いをしているということです。

つまり、休日出勤が労働基準法上の休日労働に該当する場合は、休日に勤務した時間に対し、時間単価の35%分のみを支払い、休日出勤が時間外労働に当たる場合には、同じく25%分のみを支払っていることになるわけです。

ご質問は、このような取り扱いが、労働基準法に抵触するか否かということですが、結論から申し上げますと、休日出勤をした日の属する月（賃金締め切り期間）と、代休を取得した日の属する月が異なる場合には、法第24条に抵触することになります。

法第24条は、労働者に対する賃金の支払い方法について、五原則（通貨払、直接払、全額払、毎月払、一定定期払）を定めています。

ご質問の取り扱いは、この五原則のうち、全額払の原則に抵触することになるわけです。

例えば、一日の所定労働時間が8時間、週5日勤務の会社で時間単価が1,000円の従業員が、法定休日以外の

会社の所定休日に休日出勤をし、8時間働いたとすると、その週の労働時間は法定労働時間（40時間）を8時間分オーバーしますから、その日の属する月の賃金は、  
 $8\text{時間} \times 1,250\text{円} (\text{時間単価} \times 1.25\text{倍}) = 1\text{万円}$   
 と、通常の賃金に1万円を加算した額が支払われていなければなりません。

ただし、同じ月内に代休を取得していれば、一般に、ノーワーク・ノーペイの原則により、1日の所定労働時間に相当する時間分の賃金（つまり、時間単価の1,000円分）が相殺できますから、上記の例の場合は、割増賃金分の2,000円（250円×8時間）だけを支払えばよいことになります。

ところで、賃金については、その月に生じた債権の全額を支払うことが義務づけられています。

この義務は、たとえ、その後に代休を与える場合でも、免除されるものではありませんから、賃金については、その期間の労働に対する全額を支払わなければなりません。

ご質問の場合は、休日出勤をした日の属する月の中で代休を取得させられない場合は、休日出勤日の属する月の賃金は時間単価も含めた割増賃金全額を支払い、その後に代休を取得した場合に、その代休取得日の属する月の賃金から時間単価分を差し引いて支払う方法に改めなければなりません。

vol.5



夏のおとずれ（桜島の大地より）

## 労働保険年度更新申告書の提出は、お済みですか。

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

今年度は、7月10日までにこれらの手続きを行っていただくことになっておりますが、まだ手続きがお済みでない事業場は、至急申告書を提出いただき、保険料を納付いただきますようお願いいたします。

労働保険料申告書の受付は、最寄りの労働基準監督署や鹿児島労働局労働保険徴収室で行っています。

また、郵送やインターネットによる提出も可能です。郵送の場合は鹿児島労働局労働保険徴収室まで送付してください。

なお、受付・審査の事務の一部を外部委託しておりますので、申告内容について委託業者から照会させていただくことがあります。

### お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局 労働保険徴収室

電話 099(223)8276

## 労働保険事務組合をご存じですか

### 労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きがわざらわしく負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならぬこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

### 事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数が

- \* 金融、保険、不動産、小売業で1人以上50人以下
- \* 卸売、サービス業で1人以上100人以下
- \* その他の事業で1人以上300人以下

} であれば、委託することが出来ます。

### 事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

### 事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特に労災保険（特別加入制度）に加入することができます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することができます。  
また、下記表のように、事務組合へ委託している事業主は納付時期に余裕が出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対する各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとって、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
納期限	個別事業 労働保険事務組合	第1期（初期）	第2期	第3期
		7月10日	10月31日 11月14日	翌年1月31日 翌年2月14日

### 事務組合への加入に関するお問い合わせは

- 現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。
- 既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。
- 加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ
- \* 鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
- (鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度)

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎  
（電話）099-223-8276

## がん患者など長期療養者の就職支援について

鹿児島労働局職業安定課

近年、医療技術の進歩や医療提供体制の整備等により、がん患者の5年相対生存率は6割を超えており、がん患者の中にも社会で活躍している方が増えています。

一方で、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により、長期にわたる治療等を受けながら、生きがいや生活の安定のために就職を希望する方（以下「長期療養者」という。）に対する就職支援を推進することが社会的課題となってきています。

「ハローワークかごしま」に長期療養者のための専門の相談窓口の設置と専門に支援を行う就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院での出張相談など、医療機関と連携して、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する専門的な就職支援を実施しております。

## がん診療連携拠点病院

[鹿児島大学病院／相良病院／鹿児島医療センター／鹿児島市立病院]

出張相談等

就職希望者の誘導等

ハローワークかごしま  
(就職支援ナビゲーター)

## 県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

[平成31年4月末現在]

県内有効求人倍率 1.37倍（前月比0.03P増）

全国平均有効求人倍率 1.63倍（前月と同水準）

県内正社員有効求人倍率 0.95倍（前年同月比0.09P増）

全国正社員有効求人倍率 1.08倍（前年同月比0.06P増）

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、有効求人人数が56ヶ月連続で前年同月を上回り、有効求人倍率（季節調整値）は、36ヶ月連続で1倍台で推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人の増減にばらつきが見られることから、今後の求人・求職の動きには注視してまいります。

## 令和元年 業種別死傷災害発生状況（令和元年5月分 速報版）

鹿児島労働局

	令和元年		平成30年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	601	4	638	4	-37	0
1 製造業	118	1	122	0	-4	1
1 食料品製造業	67	1	64		3	1
4 木材・木製品製造業	9		13		-4	
9 窯業土石製品製造業	5		6		-1	
11～12 金属製品製造業	7		5		2	
13～15 機械器具製造業	7		8		-1	
上記以外の製造業	23		26		-3	
2 織業	0	0	2	0	-2	0
3 建設業	93	0	101	1	-8	-1
1 土木工事業	45		39		6	
2 建築工事業	44		50	1	-6	-1
3 その他の建設業	4		12		-8	
4 運輸交通業	58	0	77	0	-19	0
1 鉄道・航空機業	0		4		-4	
2 道路旅客運送業	2		8		-6	
3 道路貨物運送業	56		63		-7	
4 その他の運輸交通業	0		2		-2	
5 貨物取扱業	8	0	13	0	-5	0
1 陸上貨物取扱業	2		5		-3	
2 港湾運送業	6		8		-2	
6 農林業	33	2	31	2	2	0
1 農業	9	1	13	1	-4	
2 林業	24	1	18	1	6	
7 畜産・水産業	26	0	31	0	-5	0
8 商業	89	0	79	0	10	0
1 卸売業	12		6		6	
2 小売業	70		58		12	
3 理美容業	0		2		-2	
4 その他の商業	7		13		-6	
9 金融・広告業	8	0	5	0	3	0
10 通信業	10	0	8	0	2	0
12 教育・研究業	6	0	6	0	0	0
13 保健衛生業	74	0	91	0	-17	0
1 医療保健業	30		44		-14	
2 社会福祉施設	44		45		-1	
3 その他の保健衛生業	0		2		-2	
14 接客娯楽業	33	0	32	0	1	0
1 旅館業	9		6		3	
2 飲食店	17		13		4	
3 その他の接客娯楽業	7		13		-6	
上記以外の事業	45	1	40	1	5	0
10 映画・演劇業	0		0			
15 清掃・と畜業	29	1	27	1	2	
16 宮公署	0		0			
17 その他の事業	16		13		3	
陸上貨物運送事業（4～3・5～1）	58	0	68	0	-10	0
第三次産業（8～17）	265	1	261	1	4	0

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

## 各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

【キャリアアップ助成金】 ● 正社員化コース ●

有期契約労働者を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合に助成する制度です。（※だたし、支給要件を満たしたうえでの助成になります。）

中小企業の場合 ※<>生産性向上が認められた場合の額（1人当たりの助成額）

・有期⇒正規 57万円&lt;72万円&gt;

・有期⇒無期、無期⇒正規 28万5,000円&lt;36万円&gt;

その他にも、非正規労働者の処遇改善の取組などを実施した場合に助成するコースもあります。

ご相談は、県内ハローワークまたは職業対策課（☎099-219-5101）へお問い合わせください。



# 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

(公社) 鹿児島県労働基準協会

令和元年5月29日付け鹿児島労働局長より、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせ致します。  
(別紙)

鹿労発基0529第5号  
令和元年5月29日

公益社団法人 鹿児島県労働基準協会  
代表者 殿

鹿児島労働局長  
(公印省略)

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成31年度政令第149号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年度厚生労働省令第68号）により、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に5年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらの改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであり、平成31年4月10日から施行されているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、参加会員事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

##### 1 改正の趣旨

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第67条第1項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）第23条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第53条第1項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、健康診断を実施する制度である。

改正政令は、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第35条に規定される同規則別表第一の二に掲げる疾病（業務上の疾病）に、オルトートルイジンにさらされる業務による膀胱がんが追加されたこと等を受け、専門家による検討が行われた結果を踏まえ、安衛法第67条第1項の規定に基づき、健康管理手帳の交付対象業務を拡大するよう、安衛令について所要の改正を行ったものである。

##### 2 改正の内容

###### (1) 安衛令の一部改正（改正政令本則関係）

都道府県労働局による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務を追加したこと。

###### (2) 施行期日（改正政令附則関係）

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

#### 第2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

##### 1 改正の趣旨

改正政令の施行に伴い、第1の2(1)の業務に従事していた者のうち、係る健康管理手帳の交付の対象となる者の要件を定める等の所要の改正を行ったものである。

##### 2 改正の内容

###### (1) 安衛則の一部改正（改正省令本則関係）

健康管理手帳の交付の対象となる者の要件として、第1の2(1)の業務に5年以上従事した経験を有することと規定したこと。

また、様式について所要の整備を行ったこと。

###### (2) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。

また、改正省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができるのこととしたこと。

## 吸入性粉じん等による呼吸器疾患の防止について

(公社)鹿児島県労働基準協会

令和元年5月13日付け鹿児島労働局労働基準部長より、吸入性粉じん等による呼吸器疾患の防止について別紙のとおり周知依頼がありましたのでお知らせ致します。

(別紙)※別添1、2は、紙面上割愛し当協会ホームページに掲載しました。

鹿労基発0513第1号の2  
令和元年5月13日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会会長 殿

鹿児島労働局労働基準部長

### 吸入性粉じん等による呼吸器疾患の防止について

標記については、平成29年4月28日付基安発0428第3号「吸入性粉じんによる肺疾患の防止について」(以下「平成29年通知」という。)により、関係事業場に対する注意喚起をお願いしたところです。

今般、31年4月に報告された「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会」報告書(別添1)において、平成29年通知でお知らせした事業場で見られた疾患に関して、相当量の架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物(以下「本ポリマー」という。)の吸入性粉じんのばく露業務に一定期間従事した労働者に発症した呼吸器疾患であって、一定の所見が認められるものについては、業務が相対的に有力な原因となって発症した蓋然性が高いと考えられるとの一定の知見が得られました。

引き続き、労働者健康安全機構において、健康障害の発生機序の解明等のための調査研究を実施していますが、これまでに得られた知見を踏まえ、本ポリマーの粉じんに高濃度でばく露することによる呼吸器疾患の防止を図るため、別添2のとおり、各労働基準監督署において、粉状のポリマーを扱う事業場に対して、改めて、本ポリマーの粉じんへのばく露防止措置や健康管理措置を講じること等を指導等することにいたしました。

については、貴協会においても、別添2の通知の内容について御了知いただくとともに、関係事業者に対して、本ポリマーをはじめとする粉じんによる呼吸器疾患を防止するためばく露防止措置等について改めて注意喚起いただくとともに、労働者への労災保険制度(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-000010325-12.html>)の周知について要請いたします。

また、別添2の本省通達の記の3の事案がありましたら所轄労働基準監督署への報告も併せてお願ひいたします。

この7月、全国一斉に実施されます。

## 賃金構造基本統計調査にご協力を

鹿児島労働局賃金室

### 「賃金構造基本統計調査」って、何を調べるの？

賃金構造基本統計調査は、労働者の賃金実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別に明らかにするための調査です。このような事項別に賃金実態を調査している唯一の公的統計で、国の実施する最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

### 調査結果はどのように役立っているの？

民間では、賃金決定や労務管理の資料として幅広く利

用されています。この他、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定や、労災保険法による年金給付基礎日額の最低・最高限度の算定など、また各種政策決定の際にも幅広く利用されており、極めて重要な役割を果たしています。

調査の実施にあたっては、事業主の皆様に調査票をお送りし、ご協力ををお願いしております。この調査の趣旨、重要性をご理解いただき、どうぞご回答いただきますようお願い申し上げます。

## × 保健師からお届け

クローバーたより \*

## 朝時間を見直し、猛暑をのいきろう！

健康 第一 クロ葉さん♪



クロ葉さんの健康への道はまだまだつづく…

## 出番ですよー!!

おいの健康法  
50代 女性  
【鹿児島市在住】

子供の手も離れてきたので、自分の健康も気にかけるようになり、散歩をしています。初めて半年程になります。まだ、結果は出でいませんが。。。。(笑)近所の方ともコミュニケーションがとれ、これからもマイペースに続けてみます☆

素敵な生きがいだね!  
次はわいの番だぞ!  
バトンタッチ!!

今年もやってくる鹿児島の猛暑…

環境や気象状況に負けず、体調管理で夏を乗り切ろう！！  
熱中症予防に有効な、朝の過ごし方のポイントをご紹介します

## ポイント① 朝起きたらまずは、水分攝取

寝起きの身体は脱水状態…。  
コップ1杯の水で身体に潤いを。  
喉が渴いたときは、もう脱水！

目安：200ml  
常温がgood♪

『ちょこちょこ水分攝取』のクセを身につけよう♪

## ポイント② 朝食をしっかり摂ろう

熱中症予防に、朝食は重要じゃ。朝の血圧上昇抑制にも、しっかりカロリーを摂る習慣を身につくど。

## 「朝食をしっかり」とは？

ひとつ！糖質＋タンパク質を！

・コンビニのおにぎりチョイスは、鮭や納豆巻きがオススメ。

ひとつ！目標カロリーは300kcal

・おにぎり1個ではカロリー足りないよ。バナナ1本で約300kcal

和食は自然とOK  
塩分が摂れる

## ★朝食摂取で代謝UP！活力up★

NG 菓子パンや  
お菓子はやめよう

## 夏のオススメ食材

朝の味噌汁

おやつに塩すいか

## ポイント③ 朝の体調を確認しよう

一日の始まりに、自分の体調を確認しよう。

- ・体調はどうか？
- ・朝食は食べたか？
- ・寝不足ではないか？
- ・昨日、飲みすぎてないか？

知識 ~知ってる？失われる水分～  
アルコール摂取時は、身体から多くの水分が失われている。ビールの場合、なんと！摂取量の1.5倍の量の水分が必要なんです！



その日の体調に合わせ、業務内容の調整や細めに休憩を取ることも大切な自己管理じゃ！今日もきばっど！！

参考文献：「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」「へるすあっぷ'21」

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

\* \* \* \* \*

# 「アルバイトの労働条件を確かめよう！」

キャンペーン中です！！

確かめよう労働条件

検索

鹿児島労働局では、特に多くの新入学制がアルバイトを始める4月から7月までの間、学生アルバイトの労働条件を確保するうえで **重要な事項** についての周知や啓発などのキャンペーンを実施しています。

事業主の皆様におかれましては、労働契約を締結する際の労働条件の明示、バイト代の適正な支払い、休憩時間の付与等、労働基準法等の法令を遵守していただくとともに、学業と生活補助のためのアルバイトが適切な形で両立されるよう、シフト設定に際してのご配慮等をいただくようお願いいたします。

アルバイトの労働条件など、労働関係で困ったことがあれば、お近くの「労働基準監督署」や「総合労働相談コーナー(労働局や労働基準監督署の中にあります)」にご相談ください。また、労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」による情報発信を行っているほか、「労働条件相談ほっとライン」を開設しておりますので、併せてご利用ください。

平日夜間・土日の相談は  
**労働条件相談ほっとラインへ**

はい！ ろうどう 月～金：午後5時～午後10時  
**0120-811-610** 土・日・祝日：午前9時～午後9時

※事業主の方からのご相談も受け付けております

困ったことがあれば、  
相談してね！



厚生労働省 鹿児島労働局 雇用環境・均等室 ☎099-223-8239

## 重要な事項



### 【ポイント1】

アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

※労働者が希望した場合には、メール等(プリントできるもの)での明示も可能です。

### 【ポイント2】

学業とアルバイトが両立できるよう勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

### 【ポイント3】

アルバイトも労働時間を適正に把握する必要があります。

### 【ポイント4】

アルバイトに、商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することはできません。

### 【ポイント5】

アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

# 時間外労働等改善助成金のご案内

鹿児島労働局雇用環境・均等室

時間外労働等改善助成金	助成内容
<b>【時間外労働上限設定コース】</b>  ※「交付申請」の受付締切日 令和元年11月29日（金）	月80時間、年間720時間を超えるなどの特別条項付き36協定を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成します。助成の上限額は、設定した時間数に応じ、50万円から150万円を上限額として助成します。その他に、当該取組に加えて、週休2日制を積極的に導入した企業へは、その度合いに応じて、助成額を加算し、最大200万円までです。
<b>【勤務間インターバル導入コース】</b>  ※「交付申請」の受付締切日 令和元年11月15日（金）	「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、「勤務間インターバル導入コース」は、勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成します。
<b>【職場意識改善コース】</b>  ※「交付申請」の受付締切日 令和元年9月30日（月）	所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成します。
<b>【団体推進コース】</b>  ※「交付申請」の受付締切日 令和元年10月31日（木）	3事業主以上で構成する事業主団体等が、加盟企業の時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行う場合に、その費用を上限額500万円まで助成するものです。なお、県単位以上の団体の場合は、1000万円まで助成します。
<b>【テレワークコース】</b>  ※「交付申請」の受付締切日 令和元年12月2日（月）	在宅、または、サテライトオフィスにおいて、就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成します。

※時間外労働等改善助成金の「交付申請書」受付については、コース毎に締切日が設けられていますのでご留意ください。なお、時間外労働等改善助成金は、国の予算額に制約されるため締切日以前に受付を締め切る場合があります。

「テレワークコース」を除く4つのコースについては、鹿児島労働局雇用環境・均等室で受付・審査を行っています。「テレワークコース」は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である、一般社団法人 日本テレワーク協会で受付・審査を行っています。ご不明な点がございましたら、各受付窓口にお問い合わせください。

## 【時間外労働上限設定コース】 【勤務間インターバル導入コース】

## 【職場意識改善コース】 【団体推進コース】 に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局雇用環境・均等室 099-223-8239

## 【テレワークコース】 に関するお問い合わせ先

テレワーク相談センター（一般社団法人 日本テレワーク協会） 0120-91-6479

- ・労働時間の設定の詳しい内容については、[労働時間等の設定の改善 \[厚生労働省ホームページ\]](#)をご覧ください。
- ・労働局では事業主のために、様々な助成金を用意しています。他の助成金については、事業主の方のための雇用関係助成金 [\[厚生労働省ホームページ\]](#) をご参照ください。

## 第78回(令和元年度)全国産業安全衛生大会 ただ今、参加者募集中

(公社)鹿児島県労働基準協会

今年の全国産業安全衛生大会は、「平安の思いを込めた京都の地で 新たに誓う 安全と健康」をテーマに京都市で開催されます。

総合集会のほか、多数の分科会において、講演及び事例発表等が予定されています。

事業者、安全衛生スタッフの方等の多数の参加をお待ちしております。

**開催期日** 令和元年10月23日（水）～10月25日（金）

**会場** みやこめっせ（京都市）

ほか京都市内各会場

**申し込み方法** まずは、ご連絡下さい。大会案内書を送付致します。

○○○ 問い合わせ・申し込み先 ○○○

(公社)鹿児島県労働基準協会

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

**申込方法** 大会参加申込書に必要事項を記入し、当協会までFAX、郵送又はご持参下さい。

**申込締切日** 10月16日（水）必着です

## 第47回(令和元年度) 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

(公社)鹿児島県労働基準協会

令和元年6月6日付け、公益財団法人安全衛生技術試験協会より当協会長あて標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりお知らせ致します。詳細については、お問い合わせ下さい。

### 1 筆記試験

- (1) 試験日 令和元年10月29日（火）
- (2) 試験地 福岡県（九州安全衛生技術センター）他
- (3) 合格発表 令和元年12月19日（木）に厚生労働省が合格発表を行う予定

### 2 口述試験

- (1) 試験日 大阪府：令和2年1月15日（水）から1月16日（木）の間のあらかじめ指定する日時  
東京都：令和2年1月28日（火）から1月30日（木）の間のあらかじめ指定する日時
- (2) 試験地 大阪府、東京都
- (3) 合格発表 令和2年3月下旬に厚生労働省が合格発表を行う予定

### 3 受験申請

- (1) 受付期間 ■筆記試験（筆記試験全科目免除者以外の方）  
令和元年7月8日（月）から8月7日（水）まで（消印有効）
- 口述試験（筆記試験全科目免除者）  
令和元年11月1日（金）から11月15日（金）まで（消印有効）
- (2) 受付場所 (公財)安全衛生技術試験協会本部（郵送可）

### 4 受験申請書等

- (1) 頒布場所 当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）、他
- (2) 頒布期間 令和元年6月13日（木）から11月15日（金）まで

問い合わせ先

(公財)安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）  
電話 0942-43-3381

# STOP!熱中症

熱中症は屋外作業だけでなく、屋内作業でも多数発生しています。  
記録的な猛暑となった2018年は職場における熱中症による死傷者、死亡者が、いずれも前年と比較して約2倍以上（速報値）という厳しい事態となりました。  
そこで厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）をはじめとする労働災害防止団体などは、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP! 热中症 クールワークキャンペーン」（2019年5月1日～9月30日）を今年も積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。  
早めの予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association

## 職場における 熱中症による死傷者数の推移

職場における熱中症による死傷者数は2011年以降、400～500人台と高止まりで推移してきましたが、2018年は一気に1,000人を超え、過去最多となりました。



熱中症は、さまざまな業種、  
さまざまな状況で発生します



## WBGT計で確認しよう！

気温はさほど高くななくても、湿度が高い時には熱中症にかかる危険度が高まります。熱中症は、気温・湿度・風速・輻射熱が複雑に影響し合って起こります。

WBGT（湿球黒球温度）で示される暑さ指数の単位は、気温と同じ摂氏度（℃）ですが、その値は気温とは異なります。熱中症対策の指標として、WBGT計で確認しましょう。

また、今回のキャンペーンの実施要綱では、WBGT基準値に応じた休憩時間の目安（基準）が示されています。



### これらは熱中症の危険サイン

すぐに医療機関を受診させましょう。

**熱中症の救急処置**  
(現場での応急処置)

体温が38度以上ありそうな場合  
尿がしばらく出でていない場合  
1分間の心拍数が100以上ある場合  
工具を落とす、転倒するなどの症状がある場合  
言動がおかしい場合  
(意識障害がある)

**救急隊を待つ間…**

意識はありますか？  
意識がない、呼びかけに応じない、全身が痛い等  
意識は清明である  
●涼しい環境へ避難。  
脱衣・冷却してください  
●水分・塩分を摂取させてください

救急隊を要請してください

●涼しい環境へ避難。  
脱衣・冷却してください  
●水分等を自分で摂取できない場合は…

●足手を木箱から中心部に向けてマッサージしましょう。

**中小規模事業場安全衛生相談窓口**  
熱中症対策など、職場の安全衛生に関するご相談は中災防へ！  
※中小規模事業場の事業主・担当者以外の方からも無料で相談をお受けしています。

中災防本部相談窓口 TEL:03-3452-6296 メール:jisha-soudan@jisha.or.jp

北海道安全衛生サービスセンター TEL:011-512-2031 近畿安全衛生サービスセンター TEL:06-6448-3450 東北安全衛生サービスセンター TEL:022-261-2821 大阪労働衛生総合センター TEL:06-6448-3464 関東安全衛生サービスセンター TEL:03-5484-6701 中四国安全衛生サービスセンター TEL:082-238-4707 中部安全衛生サービスセンター TEL:052-682-1731 四国支所 TEL:087-861-8999 同 北陸支所 TEL:076-441-6420 九州安全衛生サービスセンター TEL:092-437-1664

### 職場の熱中症予防のためのチェックシート

あなたの職場の対策は万全か、自主点検してみましょう！

- ①WBGT値(暑さ指数)を把握していますか ➔ WBGT基準値を大幅に超える場所で作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。
- ②休憩所は整備していますか ➔ 涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物や設備(水、おしおり、シャワー等)なども備えましょう。
- ③緊急時に搬送を行う病院を把握していますか ➔ 近隣の病院、診療所の情報を把握した上で、救急措置の手順を関係者に周知しましょう。
- ④熱に慣れ、環境に適応するための「順化」期間を設けていますか ➔ 労働者が暑さに慣れていない・適応していない場合は、7日以上かけて高溫多湿の環境での作業時間を次第に長くしていきましょう。
- ⑤自覚症状の有無にかかわらず、労働者に水分・塩分を摂取させていますか ➔ 水分や塩分の摂取を確認する表を作成などして摂取状況を確認し、徹底を図りましょう。
- ⑥労働者に、透湿性・通気性のよい服や帽子を着用させていますか ➔ ツールジャケット・日よけ用の帽子、冷却グッズなどを活用しましょう。
- ⑦睡眠不足・体調不良など労働者の健康状態に配慮していますか ➔ 朝礼などの際に、労働者の体調を確認し熱中症の発症に影響を与えるおそれがあるかを確認しましょう。
- ⑧熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか ➔ 作業管理者や労働者に対し、熱中症の症状や予防方法、緊急時の救急処置等について教育を行いましょう。

中央労働災害防止協会(中災防)は、熱中症防止のための図書・用品をご用意しています。

**図書**: 防ごう熱中症  
**ポスター**: 防ごう熱中症  
**熟中症指標計**  
**汗取りインナーキャップ**

図書・用品のお問い合わせは、  
**中災防出版事業部**  
TEL 03-3452-6401 (受注専用)  
URL <https://www.jisha.or.jp/order/index.php>

<https://www.jisha.or.jp/> | 中災防 | 検索

## 令和元年8月 講習開催のご案内

## 鹿児島教習所実施分(鹿児島市七ツ島1-6-2)

問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 7/29~8/2 【科目免除者】 7/29~7/30	7/1~7/5	【全科目者】 会員: 30,860円 一般: 31,860円 【科目免除者】 会員: 20,060円 一般: 21,060円
				【科目免除者】 ・普通自動車運転免許所持者 ・大型特殊自動車運転免許所持者(キャタピラー車限定を除く)
	床上操作式クレーン運転	8/5~8/7	7/8~7/12	【全科目者】 会員: 28,730円 一般: 29,730円 【科目免除者】 会員: 26,570円 一般: 27,570円
	建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	8/6~8/7	7/8~7/12	会員: 13,280円 一般: 14,280円 ・建築物等の鉄骨の組立て等作業に3年以上従事した経験を有する者等
	有機溶剤作業主任者	8/8~8/9	7/8~7/12	会員: 12,824円 一般: 13,824円 ※会場がオロシティーホールとなります。
	小型移動式クレーン運転	8/19~8/21	7/16~7/19	【全科目者】 会員: 28,420円 一般: 29,420円 【科目免除者】 会員: 26,260円 一般: 27,260円
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	8/21~8/23	7/16~7/19	会員: 18,440円 一般: 19,440円
	車両系建設機械運転(整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 8/26~8/30 【科目免除者】 8/26~8/27	7/22~7/26	【全科目者】 会員: 65,200円 一般: 66,200円 【科目免除者】 会員: 36,040円 一般: 37,040円
	玉掛け	8/26~8/28	7/22~7/26	【全科目者】 会員: 22,040円 一般: 23,040円 【科目免除者】 会員: 19,880円 一般: 20,880円
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	8/29~8/30	7/22~7/26	会員: 12,824円 一般: 13,824円 ※会場がオロシティーホールとなります。
教育	【普通自動車運転免許証写し必要】 フォークリフト運転	【全科目者】 9/2~9/6 【科目免除者】 9/2~9/3	7/29~8/2	【全科目者】 会員: 30,860円 一般: 31,860円 【科目免除者】 会員: 20,060円 一般: 21,060円
				【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者(キャタピラー車限定を除く)
	車両系建設機械運転(解体用)	9/2	7/29~8/2	会員: 17,780円 一般: 18,780円 【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
	車両系建設機械運転(解体用)	9/3	7/29~8/2	会員: 17,780円 一般: 18,780円 【受講資格】 ・車両系建設機械運転(整地等)技能講習修了者
特別教育	乾燥設備作業主任者	9/5~9/6	7/29~8/2	会員: 12,392円 一般: 13,392円 【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方等
	移動式クレーン運転実技教習	8/5~8/10	7/8~7/12	【全科目者】 会員: 89,882円 一般: 90,882円 【学科免除者】 79,920円 【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方(但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
その他	クレーン運転	7/29~7/30	7/1~7/5	会員: 16,770円 一般: 20,010円
	研削といしの取替え等(自由研削用)	8/5	7/8~7/12	会員: 11,016円 一般: 12,096円
その他	クレーン運転	8/19~8/20	7/16~7/19	会員: 16,770円 一般: 20,010円
	職長その他現場監督者	8/1~8/2	7/1~7/5	会員: 12,744円 一般: 15,984円
	衛生推進者	8/26	7/22~7/26	会員: 8,140円 一般: 8,640円 ※会場がオロシティーホールとなります。
	安全管理者選任時研修	9/3~9/4	7/29~8/2	会員: 16,632円 一般: 20,952円

## 霧島地区での講習会のお知らせ

加治木支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。  
TEL 0995-63-1030 FAX 0995-63-1030

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習	9/4~9/6	7/29~8/2	【全科目者】 会員: 28,420円 一般: 29,420円 【科目免除者】 会員: 26,260円 一般: 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

(備考) 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。